

【法的な問題点】

大前提として、PTAは保護者と教職員からなる民間の任意団体で、子どもは会員ではありません。PTAは行政の一部ではなく、学校とは別組織です。

① PTA 非会員の子どもを差別すべきではない。

学校教育法137条は「学校教育上支障のないかぎり、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共の為に、利用させることができる」と定めています。この法律に基づき、地域のスポーツサークル等は学校の時間外に、必要な申し出を行って学校施設を利用しています。

しかしPTAはPTA室の設置、学校アプリの利用、教職員を通じた手紙の配布等、明らかに他の団体に優先しており、「他の団体と同等に扱っている」とは説明できず、上記の法律の対象ではなくなるのではないのでしょうか。

この点、PTAが非会員の保護する児童も含め、学校に通う子どもたち全員の為にボランティア活動を行っている場合は、「学校教育」の一環だと説明する余地があります。他方、PTAが会員やそのこどものみを受益者とする会員限定サービス団体として活動している場合には、その活動は地域サークルと同じ扱いとなるため、PTA室の設置、教職員を通じた手紙の配布、学校アプリの利用など、学校施設等を優先的に利用する法的根拠がなくなるのではないのでしょうか。そのようなPTAには、他団体と平等の条件で学校施設を利用するか、学校施設を利用せずに活動してもらうべきです。

※PTA非会員の差別に関して、学校やPTAに対して裁判が行われています

例) 熊本県、大阪府堺市

②PTAが学校施設を使う行事などで特定の子どもの排除は、他の子どもにいじめのターゲットを示すことになりかねません。

いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止措置として、学校は今回のような行事では、PTA会員限定行事に学校施設を貸すべきではありません。

PTAを構成する保護者には、「その保護する児童等がいじめをおこなうことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行う」努力義務があります(いじめ防止対策推進法9条1項)

また、学校を含む、国及び地方公共団体には、いじめ対策のために「地方社会及び民間団体の間の連携許可、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努める」義務があります(同法17条)

③PTAが任意団体である事の十分な周知をせず、入会届も配布せず、退会者の子どもに不利益を与えることで見せしめに、PTAを退会できない状態にすることは、「結社の自由」

に違反する可能性があります。**(憲法第 21 条 1 項)**。

そのような P T A に、許可なく個人情報を学校が知らせ、PTA 非会員を排除することができていること（本来 PTA が自ら、入会届を集め、個人情報を把握していれば、誰が非会員かはわからず差別は出来ない）、強制的に徴収した P T A 会費から学校の備品、教材などの寄付が行われていることは、**個人情報保護法、地方財政法上問題**です。

また、PTA 会費を給食費と一緒に引き落としているのも**消費者契約法**などの問題となるのではないのでしょうか。

※今回は子供の環境改善を最優先していただきたいため、あまり触れませんが、他県では、学生名簿の PTA への無断提供により、校長が書類送検されています

例) 香川県、大分県

【他の資料】

・全国の教育委員会から、学校に対して「PTA は任意団体であり、任意加入であることを様々な機会において周知すること」「保護者が未加入であっても、子どもに不利益が生じないように配慮すること」について**通知**が出ています。

例) 熊本市、大分市、大津市、東京都北区

・先日の岸田総理大臣、及び文部科学大臣の国会答弁で「PTA は任意団体であり、入退会は保護者の自由である」「PTA 非会員の子どもに差別や不利益がないように。こどもが嫌な思いをしないように」「常に子供たちのことを第一に考えることが重要」との答弁がありました。